



# 上海

対応エリア：上海市内のみ

留学宅急便

ヤマトロジスティクス株式会社

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けの為に、必ず確認をお願いいたします。



## お荷物を取扱いただける条件

- お荷物量...150kgs以内のお取り扱いが可能です。
- お取り扱い可能なビザ...M・X・J1・S1・S2ビザご取得の方。（ノービザは不可）  
中国国籍の方は、日本で在留カードが必要となります。
- 居留許可未取得の場合に限ります。  
※就業証・居留許可の申請前（健康診断の受診後）にお預かりするのがベストなスケジュールです。
- ご入国後3ヶ月以内に輸入通関を行うこと。
- ご入国後、パスポート**原本を預ける**ことができること。
- 過去、中国へお荷物を1度も発送されていないこと。（他社での発送を含む）

## 日本でご用意頂く書類

パスポートのコピー

ビザのコピー

M・X・J1・S1・S2ビザいずれかのコピー

中国国籍の方は、日本で在留カードのコピー（顔写真の面のみで可）が必要となります。

## お客様がご入国されてからの手続きをご配達までの流れ

### Step 1 ご入国後、到着空港別送品申告を行って下さい（申告方法と記入例は後述をご参照ください）

- ご入国時に到着空港で「中国税関出入国者携帯物品申告書」をご提出のうえ、ご申告下さい。  
中国に国際空港以外からご入国される方（香港経由の方など）は、空港で別送品申請書の提出が出来ませんので、代替として中国ご入国までの経路を証明する書類（バスチケットのコピーなど）をご提出頂きます。
- 入国時税関審査の際、税関より提出を求められる可能性がございます。梱包明細書（パッキングリスト）を機内へ持込むお荷物にお入れのうえご搭乗下さい。

### Step 2 通関書類をヤマトへご送付下さい



ご入国後、上海ヤマトから通関必要書類のご案内のお電話を致します。（ご入国後はご連絡のつきにくい状況が予想されます。お客様よりご入国後、お電話・メールにて後述の弊社担当店へご連絡をいただければ幸いです。）  
その後、下記通関必要書類を、ヤマトスタッフがお預りに伺います。

### ■上海ヤマトにてお預りさせて頂く書類■

- ① パスポート原本（ご入国後、居留許可申請前に4営業日お預りいたします）
- ② 中国税関出入国者携帯物品申告書（別送品申告書）原本
- ③ ヤマトからお渡しする通関書類（ご本人様のサイン・会社印をいただきます）
- ④（中国籍の方）在留カード原本

② 中国税関出入国者携帯物品申告書



お荷物の通関



# 上海

対応エリア：上海市内のみ

留学宅急便

ヤマトロジスティクス株式会社

## Step3 ご配達日の打合せ



通関必要書類を上海ヤマトがお預かりしてからご配達まで・・・約10日

ご配達

## お取扱いできないもの・課税品目

### ●中国各地域共通のもの

書類	中国の政治・経済・戦争・宗教関係の書籍、地図（地図帳、ガイドブックも該当）、ポルノ（グラビア、水着やアイドルの写真集も該当 ※アイドルの名前が記載されているだけで没収の対象となります。）
貴重品	現金、有価証券、株券、手形、貴金属、古美術品、価格価値が困難なもの
危険品	エアゾール式スプレー、花火、鉄砲(モデルガンを含む)、刃物類(五月人形などの模造刀を含む)、引火性物質、マッチ、ライター、ライター用ガスボンベ、発火物など ※料理用包丁・カッターは船便にて可
化学品	毒物、劇物、麻薬など全て禁止
その他	ワシントン条約において取引の禁止されている、絶滅する恐れのある野生の動植物を材料(他の物に付着したものを含む)とした加工品、腐りやすい物(生の食品など)、ワラ製品(ゴザなど)、大量の薬品、法令等により必要な輸入証明書・承認書がないと送れないもの、生きている動植物・種子、タバコ、電動アシスト自転車、使い捨てカイロ

### ●地域独特のもの

食料品	×
書籍	書籍・雑誌・印刷物類は合わせて <b>10冊までが免税</b> でお持ち込み可能。11冊～50冊までは市場価格またはパッキングリスト記載額の10%の関税が発生します。また、51冊以上になると特別通関ではお取扱いできません。
CD DVD	CD/DVD類の音声映像製品は合わせて <b>20枚までは免税</b> でお持ち込み可能です。21～100枚までは1枚あたり20元（約300円）の関税が発生します。101枚以上は特別通関ではお取扱いできません。
医薬品	医薬品(常備薬)やコンタクト用品の量に関しては、個人のご使用量に限り可能です。
ゴルフ	ゴルフセットはM/X/J1/S1・S2ピザの場合、1回につき1セットのみ免税扱いとなります。中国籍のお客様は、1本目のみ免税、2本目以上は課税扱いとなります。
電化製品 家具製品	電化製品、家具類はお取り扱いできません。但し、小型の電化製品でリチウム電池なしの場合はお取り扱い可能です。
その他	日用品以外の物(レジャー、ゴルフ用品など)は新品を買える程の高額な関税が発生する場合があります。

※ 家電製品リストにご記入下さい。 ※ 書籍・CD/DVDはパッキングリストに枚数をご記入下さい。

## その他、ご注意点

○ピザの種類によってお荷物に対しての関税が発生いたします。

M/X/J1/S1・S2ピザ、中国国籍のお客様・・・基本的に免税扱い

また、一定期間・複数回にわたり中国を訪問されている場合（入国印が複数ある場合）、M/X/J1/S1・S2ピザでも課税扱いとなる場合がございます。税金の額は、お荷物量・お荷物内容により異なります。



### 別送品申告書の記入例

### 記入項目

- ① Surname .Given Name:姓名をローマ字で記入  
Male.Female:男性or女性 性別にチェック  
Date of Birth:生年月日  
Nationality:国籍 (JAPANESE,CHINESE・・・)  
No.of Traveler's Document:旅券番号

\*\*\* 以下、左の欄の「For Incoming Passengers」に記載 \*\*\*

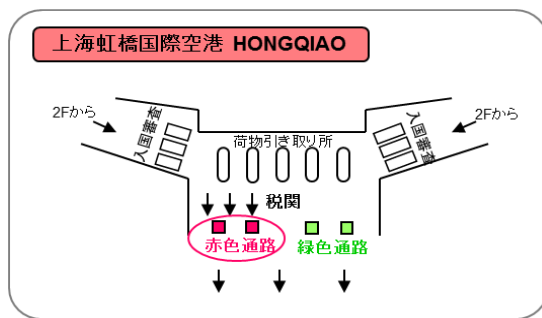
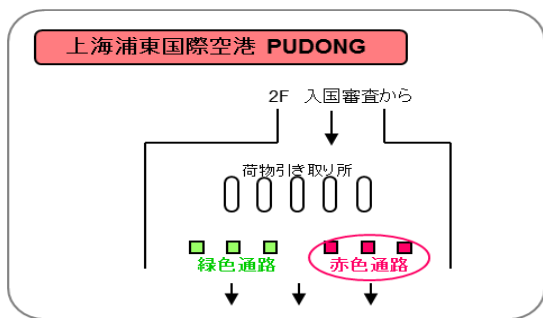
- ② From(where):JAPAN  
Flight No.:搭乗された航空便名  
Date of Entry:入国日
- ③ 1. 動植物及びその産品・微生物・生物製品・人体組織・血液及びその製品の有無  
2. 中国国籍の方の場合、海外から5000円を超える物品の持込みの有無  
3. 中国国籍以外の方の場合、中国国内に残す2000円を超える物品の持込みの有無  
4. 1500mlを超える酒(12度以上)、400本を超えるタバコまたは100本を超える葉巻または500kgを超える刻みタバコの持ち込みの有無  
5. 20000円以上の人民元、または5000米ドル相当以上の外貨の持込みの有無  
⑥. 別送品の有無、貨物、サンプル、広告品の有無  
→こちらにチェックをして下さい!  
7. 中華人民共和国の規定により承認が必要な品物の有無

(1~5に該当する物品がある方は品名・数量・金額等を表にご記入下さい。)

### 到着空港の税関カウンター

以下の通り、空港税関の「赤色通路」に進み、別送品申告をお願い致します。

※ 杭州・無錫・その他空港から中国へご入国される場合も同様に「赤色通路」へお進みの上、ご申告下さい。



### 申告の流れ

- 1 記入例をご参照のうえ、別送品申告書をご記入下さい。
- 2 到着空港税関の「赤色通路」へお進みのうえご申告下さい。
- 3 税関員にて、申告書に押印後、返却されます。

### ご連絡先

雅瑪多国際物流有限公司・上海分公司

〒200336 上海市長寧区仙霞路322号鑫達大厦1701~1703室

TEL:021-5169-1533 FAX:021-6209-0563

E-mail:move\_imp@y-logi.cn 担当：MR.陳(ちん)・MS.史(し) ご連絡は日本語可能なスタッフまでお気軽にどうぞ!

問合せ時は『留学宅急便』をご利用の旨お伝えください。